

質疑回答書

案件名	クラウド対応教育端末賃貸借	
質疑 番号	質疑事項	回答
1	納期について ・天変地異やメーカーの不正等、リース会社にとって不可抗力の事象が生じた事による納期遅延の場合、契約期間変更等の協議に応じて頂けますでしょうか。また、万が一、前述の理由により納期遅延となった場合、ペナルティ等は発生しますでしょうか。	契約書約款第 20 条の 2（違約金）の規定において、債務の不履行が「契約の目的及び取引上の社会通念に照らして賃貸人の責めに帰することができない事由によるものであるとき」は、違約金支払いの対象外となります。具体的な日程調整については、状況に応じて協議となります。
2	動産総合保険について ・動産総合保険の補償範囲は、地震、津波、噴火などの天災による損害は対象外とする一般的なものでよろしいでしょうか。	動産総合保険の付保は想定していないため、納入業者の判断にお任せします。
3	契約書について ・契約書の案をいただけますでしょうか。	本契約で使用する約款は「賃貸借契約書（長期継続契約用）」です。別に添付しますのでご確認ください。
4	解約について ・発注者の都合により解約となった場合、損害金はお支払いいただけるのでしょうか。（残リース料相当分）また、過去に損害金をお支払いしなかった実績はございますでしょうか。	過去 5 年間で契約解除を行った経過はありませんが、解除により賃貸人に損害を及ぼしたときは、その賠償額について賃借人と賃貸人とが協議して定めることとなっています。
5	保守について ・本件につきまして、リース料に保守は含まれるという認識でよろしかったですか。	ご認識の通りです。
6	端末の利用者について ・納入するノートパソコン 870 台は、主として教職員が使用する端末でしょうか、それとも児	870 台すべての端末を教職員が利用します。

	童・生徒が使用する端末でしょうか。また、教職員用と児童・生徒用で用途が分かれる場合は、それぞれの台数をご教示ください。	
7	入札金額について ・入札金額は、870 台分の 60 か月間における賃貸借料総額(税込)を記載する理解でよいでしょうか。	ご認識のとおりです。
8	保証・修理について ・仕様書には「1 年間引き取り修理サービス」とありますが、賃貸借期間の2年目以降に発生する故障・不具合については発注者(宇治市)の責任および費用負担により保守・修理を実施するとの理解でよいでしょうか。 それとも、賃貸人または受注者が賃貸借期間中を通じて保守・修理を行う必要がありますか。 必要な対応範囲および費用負担者を明確にご教示ください。	ご認識の通りです。 2 年目以降の故障・不具合については宇治市にて修理を行います。
9	契約満了後の所有権移転について ・契約満了後に所有権が宇治市へ移転することですが、受注者はソフトウェアについての使用権許諾から離脱し、以後貴市及びメーカーもしくは販売会社との間で使用権許諾の上使用していただき、契約満了後、受注者に責任はないとの認識でよろしいでしょうか。	ご認識の通りです。
10	お支払条件につきまして、請求書を受領後 30 日以内にお支払いただけるとの認識でよろしいでしょうか。	ご認識の通りです。
11	賃貸借物件に動産総合保険を付保する必要はございますでしょうか。	動産総合保険の付保は想定しておりません。

1 2	動産総合保険の付保が必要な場合、付保する動産総合保険は、地震・津波・噴火等の天災は保険事故の対象外とし、屋内(建物内)での物件の使用を前提とする、賃貸借期間で漸減する一般的な動産総合保険でよろしいでしょうか。	動産総合保険の付保は想定していないため、納入業者の判断にお任せします。
1 3	ソフトウェアに関して、リース会社はソフトウェア会社からソフトウェアの使用権許諾されたものを宇治市様に許諾する形となります。従って、賃貸借期間満了後、リース会社はソフトウェアの使用権許諾関係から離脱することになるため必要に応じて宇治市様からソフトウェア会社に使用権許諾についての手続きが行われるとの認識でよろしいでしょうか。	ご認識の通りです。
1 4	納入及び設置作業等を、リース会社から納入業者に委託する場合、提出が必要となる書類はございますでしょうか。	再委託申請書を契約後提出いただき、承諾を得た後であれば第三者に委託できることとします。
1 5	上記質問に関連し、提出が必要な書類がある場合、様式をお示し下さい。	別添 再委託申請書
1 6	契約(案)を事前にご提示いただくことは可能でしょうか。ご提示いただけない場合、リース会社様式の契約書で締結となりますがよろしいでしょうか。	質疑番号 3 の回答のとおりです。
1 7	入札書に記載する日付は、「審査結果通知書 兼 入札通知書」に記載の「入札日」でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
1 8	入札額は【総額 税込】との認識でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
1 9	「本件は、長期継続契約対象案件です」とございますが、契約が解除された場合、未払い残金の全額は宇治市様でご負担いただけるとの認識で宜しいでしょうか。	契約解除による賃借料については、契約書約款第 20 条の 2 項（賃借人の契約解除権）に、「当該解除までにおいてこの契約の目的を達成できたと認められる部分に対して、相当と認める賃貸借料を賃貸人に支払うものとする。」と規定しています。

20	仕様書別紙「機器規格、仕様詳細」に記載の[SD カードスロット]については内蔵との記載はございませんので、外付けの製品にて対応を予定しておりますが、問題ございませんでしょうか。	SD カードスロットにつきましては、端末本体に内蔵されている機能を仕様として求めています。そのため、外付け製品での対応は不可とします。
21	発注者、落札業者のいずれの責めにも帰することができない事由（天災を起因とする納期遅延、社会情勢による遅延）等の不測の事態が発生し納期遅延となった場合、受注者への指名停止等の処分、賠償請求や違約金請求等なく、契約期間変更等の協議に応じていただけますでしょうか。	違約金及び契約期間変更等の協議については、質疑番号1の回答のとおりです。 指名停止の措置基準については、宇治市競争入札等参加資格の停止に関する要領別表第1の4(1)(契約違反)において、「正当な理由なく、契約を履行しなかったとき又は契約の相手方の責めに帰すべき事由により、宇治市が契約を解除したとき。」と規定しているため、当該条件に該当する場合は指名停止の対象外となります。 賠償請求については、契約書約款において、当該条件に該当する場合の取扱いが定められていないため、具体的な状況を踏まえ、双方で協議の上、対応を決定することとなります。
22	事前に契約書案をお示しください。	質疑番号3の回答のとおりです。
23	弊社は物件の納入、設置、保守を第三者へ委託する予定であるが、①承諾を得るタイミング、②書面で承諾を得る必要があるか、③書面で承諾を得る必要があればその様式をご教示ください。	① 契約後 ② 再委託申請書を提出し、承諾を得てください。 ③ 別添 再委託申請書
24	本件は、保守を含まない契約でよろしいですか。	本件に求めているのは、1年間引き取り修理サービスのみです。保守については含まれていません。
25	本件に保守はない認識でよろしいでしょうか。	本件に求めているのは、1年間引き取り修理サービスのみです。保守については含まれていません。
26	契約書案をご提示いただけますでしょうか。	質疑番号3の回答のとおりです。
27	外的要因(水災害、落とした、ぶつけた、水こぼし)によって故障した場合は、貴市負担にて修理される認識でよろしいでしょうか。	ご認識の通りです。